

平成27年 3 月 26 日

保険医療機関の指定の取消について

平成27年 3 月 19 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において「保険医療機関の指定の取消」が妥当との答申がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応することを決定しましたので、お知らせします。

1. 保険医療機関の指定の取消

(1) 指定の取消となる保険医療機関

名 称	医療法人社団柊和会 甲南デンタルクリニック
所在地	兵庫県神戸市東灘区田中町 1 丁目 15 番 7 号パールビル 5 階 501 号室
開設者	医療法人社団柊和会 理事長 高山 義央
取消年月日	平成 27 年 4 月 2 日

2. 監査を行うに至った経緯

- (1) 平成 25 年 2 月 22 日、患者から近畿厚生局兵庫事務所に「5 分程度の診療で歯科訪問診療料が算定されている。」との情報提供があり、情報提供者が持参した診療録の写し及び診療報酬明細書を確認したところ、情報提供者が受けたことのない治療、検査及び実際の診療時刻と相違する歯科訪問診療料の請求が疑われた。
- (2) 平成 25 年 11 月 14 日、個別指導を実施したところ、歯科訪問診療に係る歯科医師の診療時刻が重複している事例、歯科衛生士の指導時刻が重複している事例及び情報提供者に係る診療の実施時刻等の疑義について、明確な回答がなかったことから個別指導を中断した。
- (3) 平成26年 5 月 15 日、個別指導を実施したところ、開設者から、歯科訪問診療について、20分診療していないものを20分診療したとして保険請求していた旨の回答があったため、診療報酬を不正に請求していることが濃厚となったことから個別指導を中止し、同日から 9 月 18 日までの間、計 8 回の監査を実施した。

3. 取消処分 of 主な理由

監査において判明した取消処分の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (2) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

(3) 居宅で歯科訪問診療を行っていないにもかかわらず、行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4. 不正・不当金額

監査において判明した不正・不当金額は、監査で使用した平成 23 年 8 月分から平成 26 年 2 月分までのレセプトのうち以下のとおり。

- ・ 不正金額 30 名分 223 件 2,513,693 円
- ・ 不当金額 17 名分 146 件 167,580 円

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から保険医療機関の指定日(平成 23 年 8 月 1 日)まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5. 再指定

原則として、指定の取消の日から 5 年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

○ 保険医療機関の指定の取消

健康保険法第 80 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号